



国保医療だより

市民課 国保医療係 ☎ 43・6813

退職者医療制度 必ず届け出をしましょう！

長い間会社などに勤め、退職後国保に入り、年金を受けている65歳未満の人とその扶養者は「退職者医療制度」による医療を受けることになります。

退職者医療制度では、本人の自己負担と保険税のほか、国保以外の健康保険からの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金が負担する医療費分まで赤穂市の国保が負担することになり、結果的に皆さんの国保税の増額につながることになります。

皆さんの負担軽減が図られることにもなりますので、対象となったら必ず届け出をお願いします。

▷どんな人が入るのですか

- ①厚生年金や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降の期間が10年以上ある人(ただし、国民年金は除きます)
- ②国民健康保険に加入している人または、これから加入する人
- ③退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者(年収が130万円[60歳以上の人や障害者は180万円]未満の人)

▷いつから資格ができるのですか

年金の受給権が発生した日からの適用になります。

▷届出はどうするのですか

年金証書を受け取って14日以内に、印鑑・年金証書・国民健康保険証を持って市民課の窓口まで届け出てください。

※赤穂市では、被用者年金保険者からの通知に基づき、退職者医療制度の該当者には、個別にお知らせした上で、退職被保険者資格を職権適用しております。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)促進通知にご理解を！

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人(年間延1,200人)を対象に、「ジェネリック医薬品促進通知書」を送付しています。(必ずしも全員に通知書が届くわけではありません)

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額を減らし、国保財政の健全化を図ることが期待できます。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師に相談してください。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の収納業務は民間事業者に委託されています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れている人に対する納付督促等の業務を、民間事業者に委託しています。赤穂市の担当事業者と業務内容等は次の通りです。

《事業者名》 (株)アイヴィジット

☎ 0120・989・428

《業務内容》 納め忘れとなっている国民年金保険料の納付や、免除申請等の手続きのご案内、保険料のお預かりなど。電話、文書、訪問などでお知らせします。

《電話案内・訪問の日時等》

電話・訪問いづれも

平日・土日・休日 午前9時～午後9時

※訪問の場合は1人でお伺いします。

★振り込め詐欺などにご注意！

○委託業者が電話により納付のご案内を行う場合

お客様の納付状況を確認しながら、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで、保険料を納めていただくよう依頼します。

※銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振込みをお願いします。振込みはできません。

○委託業者の「納付督促員」が訪問して保険料をお預かりする場合

身分証(納付督促員証明書)を提示し、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書をお持ちの人に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。

※納付書をお持ちでない人から、保険料をお預かりすることはありません。

★納付督促員について不審な点がありましたら、姫路年金事務所(☎079・224・6382)までご確認ください。

★(株)アイヴィジットから連絡があった際は、ご自身の年金に関する必要なお案内ですので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

※ただし、会社名を名乗っても、担当事業者(☎0120・989・428)以外の番号からの連絡や、番号確認ができず不審な内容のときは、姫路年金事務所か市役所年金担当まで確認をお願いします。